

Ⅱ. 解説

〔（１）重要無形文化財の指定及び保持者の認定（各個認定）〕

（芸能の部）

1 琵琶 奥村 和美（芸名 奥村 旭翠）

「琵琶」は、平成7年5月31日に重要無形文化財に指定されていたが、平成18年6月5日、保持者の逝去により指定が解除された。今回、改めて指定するとともに、奥村氏をその保持者として認定するものである。

（１）重要無形文化財の指定について

① 名称

琵琶

② 重要無形文化財の概要

琵琶は、奈良時代以前に雅楽の楽器の一つとして伝来したが、平安時代には琵琶法師の手に渡り、鎌倉時代には『平家物語』を語り始め、室町時代にはその最盛期を迎えた。琵琶はその後、浄瑠璃の伴奏にも使われるようになるが、16世紀後半に三味線が伝来すると、その地位は三味線に取って代わられる。しかし、九州地方で琵琶は独自の展開を遂げ、そこから、江戸時代中期に薩摩琵琶が、明治時代中期に筑前琵琶が生まれ、どちらも後に東京に紹介され、全国的地位を確立した。

薩摩琵琶と筑前琵琶は、近代化する日本の中で、西洋音楽の影響を余り受けず、伝統的な日本人の音楽的な感性に基づいて発展した音楽で、明治30年代から昭和初期にかけて全国的に流行するとともに、名人も輩出し、高い芸術性を獲得した。

このように琵琶は、芸術上価値が高く、芸能史上重要な地位を占めるものであ

る。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏 名 奥村 和美 (芸名 奥村 旭翠)
生年月日 昭和26年3月18日 (満65歳)
住 所 大阪府藤井寺市

② 保持者の特徴

同人は、伝統的な琵琶の技法を高度に体現し、伝統に基づきながら卓越した技量を示す、積極的な演奏活動を展開している。また、^{しかい}斯界の発展に貢献するほか、後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和26年に大阪市で生まれ、はじめは地歌の三味線・^{こと}箏の演奏家を目指していたが、筑前琵琶演奏家^{やまざききよすい}山崎旭萃 (平成7年重要無形文化財「琵琶」(各個認定)保持者)の演奏に感銘を受け、同48年に山崎氏に入門し筑前琵琶の修業を始めた。その後、師の^{くんとう}薫陶のもと^{けんさん}研鑽を積み、同51年にはNHK邦楽オーディションに合格、同60年には^{ちくぜんびわたちばなりゅうにほんたちばなかい}筑前琵琶橋流日本橋会「師範」となるなど、筑前琵琶演奏家として着実な歩みを進めた。師の没後、平成18年には筑前琵琶橋流日本橋会「秀師範」、翌19年には同「大師範」となり、以後日本を代表する筑前琵琶演奏家の立場にあって、その保護と振興のため活発な活動を続けている。

これら同人の実績に対しては、第36回松尾芸能賞優秀賞など、多くの栄誉が贈られている。

また、自らの一門における弟子の養成に加え、筑前琵琶橋流日本橋会専務理事、日本琵琶楽協会関西支部長などの要職を務め、斯界の振興と後進の指導・育成にも寄与している。

以上のように、同人は、琵琶の技法を正しく体得し、かつこれに精通しているとともに、その技法を高度に体現している。

④ 保持者の略歴

- 昭和48年 山崎旭萃に師事
同 51年 NHK邦楽オーディションに合格
同 60年 筑前琵琶橘流日本橘会「師範」
平成 8年 大阪文化祭賞受賞
同 18年 筑前琵琶橘流日本橘会「秀師範」
同 19年 筑前琵琶橘流日本橘会「大師範」
同 20年 大阪市民表彰受賞
同 27年 第36回松尾芸能賞優秀賞受賞

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

ながい 永井 ハル (芸名 やまざききよくすい 山崎 旭萃)

(平成7年5月31日指定・認定～平成18年6月5日指定・認定解除)



(奥村和美 (芸名 奥村旭翠)) 氏



(演奏中の奥村旭翠氏)

[(2) 重要無形文化財の保持者の追加認定 (各個認定)]

(芸能の部)

1 能シテ方 野村 四郎

「能シテ方」は、昭和30年2月15日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として友枝昭世氏、梅若善政（芸名 梅若玄祥）氏が認定されている。現保持者に加えて、野村氏を保持者として「追加認定」するものである。

(1) 重要無形文化財「能シテ方」について

能は、14世紀後半から15世紀にかけて、観阿弥、世阿弥等によって大成された仮面を用いる楽劇である。極度に簡素化された様式の中、人間の思想、感情の機微を繊細な感覚をもって表現する技術、形式を今日に継承し、また後続の諸芸能発展の基礎をつくった点においても重要なものである。

能シテ方は、ワキ方、囃子方、狂言方とともに能を成立させる技法で、シテ、ツレ等の曲中の人物を演じるほか、地謡、後見なども担当する。能はシテ方による謡や舞を中心に構成された歌舞劇であり、能シテ方は能を構成する不可欠な技法であるとともに、芸術上特に価値が高く、芸能史上特に重要な地位を占めるものである。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏 名 野村 四郎

生年月日 昭和11年11月27日（満79歳）

住 所 東京都杉並区

② 保持者の特徴

同人は、伝統的な能シテ方の技法を高度に体現し、観世流を代表する能楽師の一人として卓越した技量を示すのみならず、長年にわたり一般社団法人日本能楽会会長などの要職にあつて、斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和11年、狂言方和泉流六世野村万蔵のむらまんぞう（重要無形文化財「狂言」（各個認定）保持者）の四男として生まれ、幼少期から父に師事して狂言を稽古し、同15年には「靱猿うつぼざる」の猿さるで初舞台を踏んだ。しかしシテ方としての将来を希望した同人は、同27年にシテ方二五世観世宗家観世元正もとまさに入門して修業に励み、のち観世寿夫ひさおにも指導を受け、同53年に重要無形文化財「能楽」（総合認定）保持者の認定を受けるなど、着実に芸歴を重ねた。同人の舞台は、能シテ方五流の中でも特に端正優美とされる観世流の芸風を模範的に継承、体現するものとして評価が高く、同人は現在の斯界において重要な位置を占めている。また、近年においても現行演出の見直しや、他分野の芸術家と協力して新作を世に出すなど、意欲的な活動を継続している。

これら同人の実績に対しては、日本芸術院賞など、これまで多くの栄誉が贈られている。

また同人は、長年にわたり一般社団法人日本能楽会会長の要職にあつて、能楽の伝承及び振興にも貢献している。さらに、東京藝術大学音楽学部教授とうきょうげいじゅつだいがくとして教鞭きょうべんをとるなど、後進の指導・育成にも尽力してきた。

以上のように、同人は、能シテ方の技法を正しく体得し、かつ、これに精通しているとともに、その技法を高度に体現している。

④ 保持者の略歴

- 昭和15年 狂言「靱猿」の猿で初舞台
- 同 27年 シテ方二五世観世宗家観世元正に入門
- 同 30年 「俊成忠度しゅんせいただのり」で初シテ
- 同 39年 「道成寺どうじょうじ」を披ひらく
- 同 53年 重要無形文化財「能楽」（総合認定）保持者
- 同 56年 社団法人能楽協会理事（同60年まで）
- 同 60年 社団法人日本能楽会理事（平成11年まで）
- 同 63年 第42回文化庁芸術祭賞
- 平成 6年 第44回芸術選奨文部大臣賞

- 同 10年 東京藝術大学音楽学部教授（同16年まで）
 同年 紫綬褒章
- 同 11年 社団法人日本能楽会常務理事（同18年まで）
- 同 16年 第25回観世寿夫記念法政大学能楽賞
 同年 東京藝術大学名誉教授（現在に至る）
- 同 18年 第62回日本芸術院賞
 同年 社団法人日本能楽会（同24年より一般社団法人日本能楽会）会長
 （現在に至る）
- 同 20年 「^{せきでらこまち}関寺小町」を披く

(3) 備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

十四世 ^{きた}喜多 ^{ろっぺいた}六平太

（昭和30年2月15日指定・認定～同46年1月11日認定解除）

^{てしま}豊島 ^{やへい}彌平（芸名 ^{てしま}豊嶋 ^{やざえもん}彌左衛門）

（昭和52年4月25日認定～同53年1月3日認定解除）

^{さくらま}桜間 ^{みちお}道雄

（昭和45年4月25日認定～同58年5月27日認定解除）

^{たかはし}高橋 ^{すすむ}進

（昭和53年4月26日認定～同59年10月19日認定解除）

^{こんどう}近藤 ^{けんぞう}乾三

（昭和41年4月25日認定～同63年10月1日認定解除）

^{ごとう}後藤 ^{とくぞう}得三

（昭和45年4月25日認定～平成3年7月22日認定解除）

^{かんぜ}観世 ^{しずお}静夫（芸名 ^{かんぜ}観世 ^{てつ の じょう}鍊之壺）

（平成7年5月31日認定～同12年7月3日認定解除）

^{まつもと}松本 ^{しげお}恵雄

（平成3年4月19日認定～同15年2月5日認定解除）

あわ や きく お
粟谷 菊生

(平成8年5月10日認定～同18年10月11日認定解除)

かたやま ひろたろう (芸名 かたやま ゆうせつ)
片山 博太郎 (芸名 片山 幽雪)

(平成13年7月12日認定～同27年1月13日認定解除)

みかわ いずみ
三川 泉

(平成15年7月10日認定～同28年2月13日認定解除)

(現保持者)

ともえだ あき よ
友枝 昭世

(平成20年9月11日認定)

うめわか よしまさ (芸名 うめわか げんしょう)
梅若 善政 (芸名 梅若 玄祥)

(平成26年10月23日認定)



(野村四郎氏)



うかい
(鶺鴒)

2 のう かた おおつき ぶんぞう 能シテ方 大槻 文藏

「能シテ方」は、昭和30年2月15日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として友枝昭世氏、梅若善政(芸名 梅若玄祥)氏が認定されている。現保持者に加えて、大槻氏を保持者として「追加認定」するものである。

(1) 重要無形文化財「能シテ方」について

略

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏 名 大槻 文藏

生年月日 昭和17年9月25日（満73歳）

住 所 大阪府大阪市

② 保持者の特徴

同人は、伝統的な能シテ方の技法を高度に体現し、古典曲に卓抜した技量を示すのみならず、数多くの復曲^{ふつきょく}並びにその再演などにも意欲的に取組み、積極的な舞台活動を展開するとともに、斯界^{しかい}の振興及び後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和17年、大槻^{ひでお}秀夫の長男として生まれ、父及び祖父大槻^{じゅうぞう}十三に師事するほか、観世^{かんぜ}寿夫、八世観世^{てつのじょう}鑣之 巫（重要無形文化財「能シテ方」（各個認定）保持者）にも教えを受けて研鑽^{けんさん}に励んだ。やがて観世流能シテ方の伝統的技法を高度に体得した同人は、同57年に重要無形文化財「能楽」（総合認定）保持者の認定を受けるに至り、その後も大阪を拠点として活動を続け、優れた技芸をもって着実に芸歴を重ねてきた。

ことに同人は、研究者と協同して、廃絶した作品をよみがえらせる復曲並びにその再演に数多く携わり、また新作能や現行演出の再検討などにも意欲的に取り組んで実績を重ね、現代における上演曲を多彩なものとし、能楽界を活性化させる成果を上げてきた。また古典曲においても平成19年に、最高の秘曲とされる「関寺^{せきでら}小町^{こまち}」を抜くなど、その高い技量を体現し、力量を示している。

加えて同人は優れた舞台活動を継続するのみならず、理事長として運営に当たる公益財団法人大槻能楽堂において、長年にわたり主催公演等の事業を推進し、優れた企画をもって良質の舞台を提供するなど、大阪における能楽の普及振興の面でも

大きな足跡を残してきた。

これら同人の活動は高い評価を得ており、紫綬褒章、旭日小綬章等の数多くの栄誉が贈られている。

また同人は、社団法人能楽協会（現 公益社団法人能楽協会）理事及び大阪支部長を歴任するほか、大阪能楽養成会副会長兼主任講師として、後進の指導・育成にも尽力している。

以上のように、同人は、能シテ方の技法を正しく体得し、かつ、これに精通しているとともに、その技法を高度に体現している。

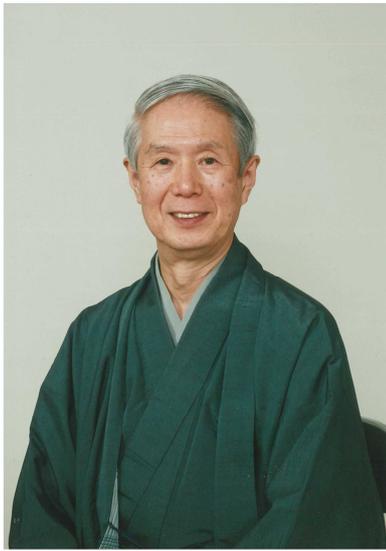
④ 保持者の略歴

- 昭和22年 「鞍馬天狗」^{くらまてんぐ}子方^{こかた}（花見の稚児）で初舞台
- 同 25年 「猩々」^{しょうじょう}で初シテ
- 同 37年 「道成寺」^{どうじょうじ}を披く
- 同 57年 重要無形文化財「能楽」（総合認定）保持者
- 平成 元年 社団法人日本能楽会理事（同17年まで）
- 同 3年 社団法人能楽協会理事兼大阪支部長（同17年まで）
- 同 4年 財団法人大槻能楽堂（同23年より公益財団法人大槻能楽堂）理事長（現在に至る）
- 同 8年 第17回松尾芸能賞優秀賞
- 同 9年 第4回読売演劇大賞優秀男優賞
- 同 年 大阪能楽養成会副会長兼主任講師（現在に至る）
- 同 10年 第19回観世寿夫記念法政大学能楽賞
- 同 11年 第53回文化庁芸術祭優秀賞
- 同 12年 第50回芸術選奨文部大臣賞
- 同 14年 紫綬褒章
- 同 17年 社団法人能楽協会常務理事兼大阪支部長（同19年まで）
- 同 19年 社団法人能楽協会（同22年より公益社団法人能楽協会）大阪支部長（現在に至る）
- 同 年 「関寺小町」を披く

同 25年 旭日小綬章

同 27年 日本学賞

(3) 備考
略



(大槻文藏氏)



あつか
(安宅)

3 かぶきわきやく 歌舞伎脇役 こうのひとし 河野 均 (芸名 なかむらとうぞう 中村 東蔵)

「歌舞伎脇役」は、平成9年6月6日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として山中宗雄（芸名 やまなかむねお 澤村田之助）氏が認定されている。現保持者に加えて、河野氏を保持者として「追加認定」するものである。

(1) 重要無形文化財「歌舞伎脇役」について

歌舞伎脇役は、歌舞伎を成立させる上で欠くことのできない演技の一つで、今日では一般に、主役を演じる立役やたちやく 女方以外を指す呼称となっている。概して主役を補佐する立場であるが、作品の展開にとって重要な役割を果たしている場合も多く、その演技には老若男女様々な役柄が含まれる。主役とは異なる芸風のもので、歌舞伎を構成する上で極めて重要な技法である。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏名 河野 均 (芸名 中村 東蔵)
生年月日 昭和13年1月21日 (満78歳)
住所 東京都千代田区

② 保持者の特徴

同人は、立役、女方を問わず多彩な役柄を幅広く演じ、伝統的な歌舞伎脇役の技法を高度に体現している。重要な脇役を数多く演じて、充実した舞台成果に貢献するとともに、^{しかい}斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和13年に東京都に生まれた。同36年、六世中村歌右衛門^{うたえもん} (重要無形文化財「歌舞伎女方」(各個認定)保持者)の芸養子となってその薫陶^{くんとう}を受け、三世中村玉太郎^{たまたろう}を名乗って初舞台を踏み、やがて同42年には歌右衛門家にとって重要な芸名である中村東蔵を襲名するに至った。同人は若年より立役、女方を問わず歌舞伎の幅広い技芸に長じ、同49年には重要無形文化財「歌舞伎」(総合認定)保持者の認定を受けている。その後もたゆまぬ研鑽^{けんざん}を積み、歌舞伎俳優としての伝統的技法を高度に体得した同人は、歌右衛門やその養子である現中村梅玉^{ばいぎよく}、中村魁春^{かいしゅん}といった一門の舞台のみならず、ひろく様々な俳優と共演しつつ、充実した舞台成果を上げるために貢献してきた。同人は常に安定した実力を備え、多岐にわたる役柄に長じる歌舞伎俳優として斯界からの信頼も厚く、芸歴を重ねてなお活発な活動を続けている。また、長年にわたる豊富な舞台経験を生かして、後進の指導にも尽力している。

以上のように、同人は、歌舞伎脇役の技法を正しく体得し、かつ、これに精通しているとともに、その技法を高度に体現している。

④ 保持者の略歴

昭和36年 六世中村歌右衛門の芸養子となり、三世中村玉太郎を名乗り初舞台

- 同 42年 六世中村東蔵を襲名
- 同 49年 重要無形文化財「歌舞伎」(総合認定) 保持者
- 平成 2年 第9回眞山青果賞奨励賞
- 同 10年 第17回眞山青果賞特別賞
- 同 12年 第19回眞山青果賞奨励賞
- 同 16年 第25回松尾芸能賞優秀賞

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

はねだ きゅうたろう 羽田 久太郎 (芸名 いちかわ だんのすけ 六世市川 団之助)

(昭和35年4月19日指定・認定～同38年9月27日指定・認定解除)

なかむら ゆきお 中村 幸雄 (芸名 なかむら またごろう 二世中村 又五郎)

(平成9年6月6日指定・認定～同21年2月21日認定解除)

(現保持者)

やまなか むねお 山中 宗雄 (芸名 さわむら たのすけ 澤村 田之助)

(平成14年7月8日認定)



(河野均 (芸名 中村東蔵) 氏)



だてくらべい せものがたり (競 伊勢物語) (提供：松竹株式会社)

(工芸技術の部)

1 つむぎおり 細織 村上 良子 りょうこ

「細織」は、平成2年4月25日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として志村^{しむら}ふくみ氏、佐々木^{ささき}苑子^{そのこ}氏が認定されている。現保持者に加えて、村上氏を保持者として「追加認定」するものである。

(1) 重要無形文化財「細織」について

細織は、真綿^{てつむ}を手紡ぎした^{つむぎいと}細糸で織物を製作する技法である。細織物は、元来、養蚕農家の自給用の衣料であったが、江戸時代には一般庶民にも幅広く着用され、さらに、養蚕地帯を基盤に多様な細織物が生産された。近年、染織作家の活動によって細織の芸術的価値が高められ、我が国の伝統工芸の発展に優れた成果を上げている。

細織は、芸術上特に価値が高く、工芸史上特に重要な地位を占めるものである。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏名 村上 良子

生年月日 昭和24年8月6日(満66歳)

住所 京都府京都市

② 保持者の特徴

同人は、伝統的な細織の技法を高度に体得し、さらに、異なる色の^{ぬきいと}緯糸(よこ糸)を使い分けて文様を織り出す^{つづれおり}綴織の手法を^{かすり}緋と組み合わせるなど、技法に独自の工夫を加えている。色彩の線や面で構成した斬新な意匠の作品を発表して日本伝統工芸展等で受賞を重ね、紫綬褒章を受章するなど、高い評価を得ており、後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和24年、秋田県に生まれ、同52年から志村ふくみ（重要無形文化財「紬織」（各個認定）保持者）に師事し、植物染料による染色をはじめとする紬織の制作技法を習得した。その後も研鑽^{けんさん}を積み、紬織の技法及びその表現の研究を深めた。

同人は、糸の選択に始まり、緋糸の手くくり、染料植物の採集、染色、手織りに至る紬織の制作技法を高度に体得し、植物染料による透明感のある色彩と紬織物の風合^{ふうあ}いを生かした制作を行っており、伝統技法を踏まえながら、異なる色の緯糸を使い分けて文様を織り出す綴織の手法を緋と組み合わせて用いるなど、技法に独自の工夫を加えている。

同人が自然の情景やその生命感などを象徴的に表現した作品は、色彩の線や面で構成した大胆な意匠の着物が多く、色彩の美しさと斬新な意匠構成を特色としており、品格を備えた現代的な表現が高く評価される。

同人は、日本伝統工芸展を中心に作品を発表しており、平成元年第36回日本伝統工芸展で東京都知事賞（優秀賞）、同14年第49回同展で高松宮記念賞（優秀賞）、同27年第62回同展で日本工芸会保持者賞（優秀賞）を受賞しており、同19年には紫綬褒章を受章するなど、高い評価を得ている。

また同人は、倉敷芸術科学大学芸術学部で指導に当たるほか、日本伝統工芸展鑑査委員を歴任するなど、後進の指導・育成にも尽力している。

以上のように、同人は、紬織の制作技法を高度に正しく体得しており、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

昭和44年 東京造形大学デザイン学部グラフィックデザイン学科中退

同 52年 志村ふくみに師事（同56年まで）

同 61年 第33回日本伝統工芸展初入選

平成 元年 第36回日本伝統工芸展東京都知事賞（優秀賞）

作品 紬織着物「森^{もり}に懸^かかる徑^{みち}」

同 11年 倉敷芸術科学大学芸術学部工芸学科助教授（同13年まで）

同 年 日本の工芸<今>100選展（NHK他主催）招待出品

- 同 12年 第37回日本伝統工芸染織展中国新聞社賞（奨励賞）
作品 細織着物「舟江」^{しゅうこう}
- 同 13年 倉敷芸術科学大学芸術学部工芸学科（現 デザイン芸術学科）教授
（現在に至る）
- 同 14年 第49回日本伝統工芸展高松宮記念賞（優秀賞）
作品 細織着物「秋過」^{しゅうか}
- 同 16年 第51回日本伝統工芸展鑑査委員（以後5回歴任）
- 同 18年 京都府指定無形文化財「細織」保持者認定（現在に至る）
- 同 19年 紫綬褒章
- 同 年 「わざの美 伝統工芸の50年」展（大英博物館他主催）招待出品
- 同 24年 文化庁主催海外展「日本近現代工芸の精華」（文化庁，東京国立近代美術館，フィレンツェ国立美術館特別監督局主催）招待出品
- 同 25年 「現代の日本工芸展」（文化庁，外務省，在マイアミ総領事館，森上美術館・日本庭園主催）招待出品
- 同 27年 第62回日本伝統工芸展日本工芸会保持者賞（優秀賞）
作品 細織着物「仲秋」^{ちゅうしゅう}

（3）備考

同分野の既認定者

（現保持者）

^{しむら}
志村 ふくみ

（平成2年4月25日指定・認定）

^{ささき そのこ}
佐々木 苑子

（平成17年8月30日認定）



(村上良子氏)



(制作風景)

〔(3) 重要無形文化財の保持者の追加認定 (総合認定)〕

1 ときわすぶし 常磐津節 (常磐津節保存会会員)

「常磐津節」は、昭和56年4月20日に重要無形文化財に指定され、その保持者として常磐津節保存会会員が総合的に認定され、現在26名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、1名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

(1) 保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定する1名は、常磐津節の技法を高度に体现し、重要無形文化財「常磐津節」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「常磐津節」の保持者の団体の構成員(常磐津節保存会会員)として追加認定するものである。

(2) 備考

①追加認定の経過

第一次認定	24名	昭和56年	4月20日
第二次認定	7名	平成2年	4月18日
第三次認定	6名	平成8年	5月10日

第四次認定	13名	平成12年	6月	6日
第五次認定	3名	平成17年	8月	30日
第六次認定	2名	平成20年	9月	11日
第七次認定	3名	平成24年	10月	4日
現保持者数	26名			

②今回追加認定後の保持者数

27名（延べ59名）

Ⅲ. 参考

1. 重要無形文化財の指定制度及び保持者等の認定制度

我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち、芸術上又は歴史上価値の高いものを重要無形文化財として指定し、これらのわざの高度な体现者・体得者をその保持者又は保持団体として認定。

<認定の概要>

(1) 保持者

- ①各個認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能又は工芸技術を高度に体现・体得している個人を認定。
- ②総合認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能を2人以上の者が一体となって体现している場合に、これらの者が構成している団体の構成員を認定。

(2) 保持団体

重要無形文化財に指定される工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該わざを保持する者が多数いる場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定。

2. 指定・認定までの手続き

毎年1回、重要無形文化財の保持者の死亡による認定の解除数、芸能及び工芸技術の

分野の実態などを踏まえて、有識者により構成する文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が保持者や保持団体の認定を行っている。

3. 「重要無形文化財」の指定件数と「保持者」及び「保持団体」の認定数

保持者（各個認定）

（１）「重要無形文化財」の指定件数と「保持者（各個認定）」の認定数

区 分	芸能の部		工芸技術の部		合計	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持者数	指定件数	保持者数
指 定 ・ 認 定 前	37	54	40	58 ※(57)	77	112 ※(111)
今回の指定・認定	1	4	0	1	1	5
指 定 ・ 認 定 後	38	58	40	59 ※(58)	78	117 ※(116)

※工芸技術の部に重複認定が1人いるため、（ ）内の数は実人員を示す

（２）「重要無形文化財保存特別助成金」の交付について

重要無形文化財保持者（各個認定）には、技の錬磨向上及び伝承者養成のための経費として、「重要無形文化財保存特別助成金」（1人年額200万円）を交付している。

保持者（総合認定）及び保持団体

（１）「重要無形文化財」の指定件数と「保持者の団体」数及び「保持団体」数

区 分	芸能の部		工芸技術の部	
	指定件数	保持者の団体数	指定件数	保持団体数
指 定 ・ 認 定 前	13	13	14	14
今回の指定・認定	0	0	0	0
指 定 ・ 認 定 後	13	13	14	14

（２）上記団体には伝承者養成のために必要な経費を補助している。